

浜松市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成24年3月6日

浜松市長 鈴木康友

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 西区舞阪町弁天島字観月園3097の2地先 公有水面埋立地 561.45平方メートル	西区舞阪町弁天島字観月園